電子契約サービスの導入について

東京都では、事業者の利便性の向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、令和4年11月1日以降、電子契約サービスを試行運用いたしますので、お知らせいたします。

1 実施組織

財務局経理部総務課、契約第一課、契約第二課の発注案件

2 対象案件

(1) 時期等

令和4年11月1日から令和5年1月31日までに公表する案件で、契約締結依頼局が電子契約の対象として指定した案件

- ※ 契約第二課における終期は、令和4年12月31日までとします。
- ※ 案件公表時「電子契約サービスを選択することができます。」と表示されます。

(2) 業種等

- ① 契約第一課 次の業種で5億円以上9億円未満の案件 O1 道路舗装工事、O2橋りょう工事、O3河川工事、O4水道施設工事 O5下水道施設工事、O6一般土木工事、O7建築工事 (契約締結依頼局が、財務局、都市整備局、住宅政策本部、建設局、港湾局 の案件)
- ② 総務課及び契約第二課全営業種目
- (3) 対象外となる案件 WTO 案件、準備契約案件、ゼロ都債案件

3 実施方法

上記1及び2を満たす案件のうち、事業者が電子契約サービス(「クラウドサイン」)の利用を希望する場合、入札書提出時にメールアドレス等の必要な情報を届け出ていただきます。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整(電子調達)担当直通 03-5388-2654